

報告第13号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和6年12月6日提出

佐野市長 金子 裕

専決第11号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年2月28日に佐野市高砂町1番地先で発生した交通事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和6年11月1日

佐野市長 金子 裕

1 損害賠償額 10,883円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

3 相手方の住所及び氏名

[REDACTED]

専決第11号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	交通事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和6年2月28日(水)午前11時10分頃 場所 佐野市高砂町1番地先
3 発生時の状況	市有自動車がごみ収集のため庁舎北側駐車場に進入しようとしたところ、後退してきた相手方車両と接触し、相手方車両の後部バンパーに損傷を与えた。
4 相 手 方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 10,883円
6 和解日	令和6年11月1日
7 略図	

佐野市役所庁舎

職員通用口

一般県道佐野停車場線

4